

# 国際関連情報 IFRS 財団アジア・オセアニアオフィス

# IFRS 財団アジア・オセアニア オフィスからの報告

IFRS 財団アジア・オセアニアオフィス ディレクター

#### はじめに

本稿では、昨年 10 月から 12 月までの IFRS 財団アジア・オセアニアオフィスの主な活動を 紹介します。

### 外部講演

この期間中、IFRS 財団アジア・オセアニア オフィスでは、いくつかの外部講演を引き受け ました。

まず、10月11日に同志社大学商学研究科の ワークショップで、大学院生及び学部生向けに 「IFRS 財団のミッションと基準設定プロセス」 というタイトルの講義を行いました。この講義 では、「世界の金融市場に透明性、説明責任及 び効率性をもたらす IFRS 基準を開発する | と いう IFRS 財団の公益のミッションを説明し、 それを実現するために、IFRS 財団では3層の ガバナンス構造と厳格なデュープロセス(適正 手続)が定められていることを説明しました。 その上で、2001年に国際会計基準審議会 (IASB) が創立されてから現在に至るまで IASB が請け負ってきた主要なプロジェクト と、現在最も注力されているプロジェクトにつ いて説明しました。

10月26日には、日本証券業協会が開催する アジア証券人フォーラムに登壇し、IFRS 財団 のミッション、東京にある IFRS 財団アジア・ オセアニアオフィスの役割、アジアにおける IFRS 基準の採用状況、さらには日本における IFRS 任意適用企業拡大促進の現状を説明しま した。

11月21日には、証券アナリストなど財務諸 表利用者を中心とした自主的な勉強会である企 業価値研究会に招待され、そこで IFRS 財団や IASB の概要、IFRS 基準の世界での利用状況、 さらに IASB の投資家エンゲージメント活動状 況に関して説明しました。その上で、2016年 11 月に発表された、IASB の今後5年間の作業 計画の中から、特に投資家が関心を持っている と思われる項目、すなわち、最近開発された新 基準(金融商品、収益認識、リース及び保険契 約)の導入支援と、「財務報告におけるコミュ ニケーションの改善しというテーマで取り組ん でいる IASB のプロジェクトについて説明しま した。

## IFRS 財団アジア・オセアニアオ フィス訪問

12月6日にインドネシア証券取引所の職員2

名が IFRS 財団アジア・オセアニアオフィスを 訪問しました。インドネシア証券取引所は、現 在、XBRL を使った財務情報の電子報告制度の 導入を検討しており、欧州や米国でも利用され ている、当財団の IFRS Taxonomy に興味を 持っています。IFRS 財団アジア・オセアニア オフィスでは、インドネシア証券取引所からの 来訪者に対して、一般的なオフィス紹介の後、 ロンドン本部の Taxonomy 担当者とテレビ会 議を繋ぎ、インドネシア証券取引所の方との意 見交換会を開催しました。意見交換会では、イ ンドネシア証券取引所の職員がホワイトボード を使って、彼らの計画におけるいくつかの選択 肢と、それらのメリット・デメリットを比較説 明し、それぞれに関して IASB の担当者が意見 を述べるなど、たいへん活発な議論が行われま した。

## 日中韓三カ国会計基準設定主体会 議

11月27日に中華人民共和国杭州市で、日中 韓三カ国会計基準設定主体会議が開催されまし た。IFRS 財団アジア・オセアニアオフィスか らも筆者が同会議に出席しました。会議は中華 人民共和国財政部会計司司長の Yibin Gao 氏に よる開会の挨拶に続き、日本、韓国、中国、香 港、マカオの順に、各国又は各地域における会 計基準の開発及び適用の状況が報告されまし た。また、その後のテクニカル・セッションで は、各国における会計基準適用上の問題点と、 その検討状況についてディスカッションが行わ れました。日本からは、企業会計基準委員会 (ASBJ) により IFRS 第 15 号「顧客との契約 から生じる収益」を適用する上で生じる実務上 の問題点について、日本での検討状況が説明さ れ、他の参加国及び IASB との議論が行われま した。また、のれんに関しても、ASBJが実施 したリサーチ結果の報告と、それに基づく意見 交換が行われました。

韓国からは、韓国会計基準委員会(KASB) が実施した IFRS 第13号「公正価値測定」の 適用後レビューの結果が報告されました。 KASB では、IASB が実施している IFRS 第 13 号の適用後レビューのタイミングにあわせて、 他国と経験の共有をする目的で、IFRS 第13 号の適用に関する学術文献レビュー、韓国にお ける上場企業の公正価値に関する開示例の検 討、会計処理方法の不統一に関するアンケート 調査及び関係者へのインタビューを実施しまし た。これらの手続の結果、KASBは、IFRS 第 13 号が公正価値に関する財務情報を改善する という当初の目的を達成したと結論づけていま すが、その一方で、公正価値の見積りに当初想 定していたよりも多くのコストがかかっている こと、公正価値の見積りに裁量が入ることで財 務情報の有用性が損なわれる場合があること、 レベル3の感応度分析や期首残高から期末残高 への調整表に関する財務諸表利用者の理解度が 低いことなどの課題も指摘しました。

最後に中国からは、新しい保険会計の導入に関する報告が行われました。中国会計基準では、2009年に導入された新保険会計により、既に保険債務が現在価値で測定されています。しかし、この中国の保険会計基準はIFRS第17号「保険契約」と全く同じではなく、違いもあります。中国会計准則委員会のリードで、参加各国におけるIFRS第17号との違い、IFRS第17号を適用する上での課題、それらに対する意見について活発な議論が行われました。

#### AOSSG 年次総会

11月29日と30日に開催されるアジア・オ



セアニア会計基準設定主体グループ(AOSSG) の年次総会に先立って、11月28日にワーキン ググループが開催されました。今回のワーキン ググループでは、テクニカルトピックとして 「資本の特徴を持つ金融商品」と「共通支配下 の企業結合 | の2つが簡単に説明されたあと、 残りの多くの時間が昨年5月にIASB が公表し た IFRS 第17号「保険契約」の教育セッショ ンに当てられました。

IFRS 第17号「保険契約」の教育セッショ ンでは、IASB で保険プロジェクトを担当する Joanna Yeoh が登壇し、新しい保険会計の基 本的なアプローチ、IFRS 第9号との関係、直 接連動の有配当契約に対する変動手数料アプ ローチなど、IFRS 第17号の要求事項をわか りやすく1つ1つ説明しました。このセッショ ンの参加者はすべて会計基準設定主体のメン バーですが、保険会計を担当していないメン バーもいましたので、そのようなメンバーに とって IFRS 第 17 号をキャッチアップするた いへん良い機会となりました。保険会計に関す る質疑応答は、教育セッションの後のコーヒー ブレイクでも続き、参加者の興味の高さがうか がえました。

11月29日と30日にAOSSGの年次総会が 開催されました。年次総会では、冒頭、 AOSSG の議長国が韓国から中国に交代され、 新議長である中華人民共和国財政部会計司司長 の Yibin Gao 氏から就任の挨拶がありました。 その後、副議長の承認手続が行われ、インド勅 許会計士協会会計基準委員会の Zaware 委員長 が AOSSG の副議長に就任されました。

AOSSG 年次総会では、IASB のテクニカ ル・アップデートに続いて、参加各国から、自 国での会計基準設定の状況報告と、いくつかの テクニカルトピックに関するプレゼンテーショ ンが行われました。各国の適用状況の報告で は、インド、スリランカ、タイ及び日本が、自 国での会計基準の設定状況についてプレゼン テーションを行いました。テクニカルトピック に関しては、オーストラリアが金融商品の開示 について、中国が概念フレームワークにおける 表示と開示について、韓国が基本財務諸表プロ ジェクトについて、香港が共通支配下の企業結 合について、マレーシアが中小企業会計とイス ラム金融について、そして日本と中国が IFRS 適用上の実務問題について発表し、それぞれの トピックについて参加国とのディスカッション が行われました。

最後に、翌年の AOSSG 年次総会をシンガ ポールで開催することを決定し、中国杭州での AOSSG 年次総会が閉会されました。

## AFA カウンシル会議

12月8日から11日にかけて、ラオスのビエ ンチャンでアセアン会計士連盟 (AFA) 及び 世界銀行関連のイベントが開催されました。 IASB からは、IFRS 財団アジア・オセアニア オフィスのアレンジで鶯地降継理事がこれらの イベントに登壇しました。

まず、12月8日に「IFRSアドプションと財 務報告の品質 | をテーマとした AFA カンファ レンスが開催されました。このカンファレンス では、鶯地理事が、中小企業向け IFRS 基準の 導入に関するプレゼンテーションを行いまし た。また、ラオスにおける IFRS 基準への移行 をテーマとしたパネルディスカッションにもパ ネリストとして参加しました。

12月9日には、ラオス公認会計士・監査人 会議所主催の「ラオス IFRS ワークショップ」 が開催され、100人を超えるラオスの会計士及 び監査人がこのワークショップに参加しまし た。ワークショップでは、鶯地理事が IFRS 第 1号「初度適用」、IFRS 第9号「金融商品」、

IFRS 第15号「顧客との契約から生じる収益」、IFRS 第16号「リース」を解説し、それぞれについて参加者からの質問に答えました。12月9日の夕刻にはAFA主催のディナーが開催され、そこで、鶯地理事が、IFRS財団の活動計画、特にアセアンに焦点を当てた活動を説明しました。さらに、IFRS財団がAFAや世界銀行その他のステークホールダーとどのように協力していくのかに関するディスカッションにも参加しました。

12月11日午前には世界銀行主催のカンファレンスが開催され、鶯地理事が、発展途上国における IFRS 基準適用のベネフィットに焦点を当てた基調講演を行うとともに、「IFRS 基準適用の経験共有」というテーマで、パネルディスカッションの司会進行を行いました。鶯地理事は、世界銀行のカンファレンスの後、ラオスの財務省、中央銀行、証券委員会、上場企業の代表者等と面談し、その日の夜便でロンドンへの帰途につきました。

#### おわりに

11 月の AOSSG 年次総会や 12 月の AFA カ ウンシル会議など、この期間中はアジア・オセ アニア地域で大きなイベントがありました。 IFRS 財団アジア・オセアニアオフィスもこれ らの会議に参加し、地域のステークホールダー とのエンゲージメントをすることができまし た。また、その傍らで、本文には書いていませ んが、新たなリサーチ活動にも取り組み始めま した。具体的には、IFRS 適用企業の財務諸表 を分析して、IFRS 適用が企業の業績に与える 影響などを研究し始めました。さらに、IASB ロンドンオフィスから追加のリサーチ業務を引 き受ける計画も同時に話し合っています。2018 年の春頃には、具体的な分析や実証作業に発展 させたいと考えています。引き続きのご指導ご 鞭撻官しくお願い申し上げます。